

# LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系個別規約

## 第1条（約款の適用範囲）

1. このLINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系個別規約（以下、「本個別規約」といいます。）は、「LINE 公式アカウント利用規約」（以下、「基本規約」といいます。）第1条第2項に定める個別規約として、LINE ヤフー株式会社（以下「当社」という。）が提供する「LINE 公式アカウント」を通じてお客様に提供するサービス（以下のサービスを含みますが、これらに限られません。以下、「LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系」といい、また、基本規約に定める「追加サービス」とします。）の利用について定めるものです。
  - ・LINE プロモーションスタンプ（LINE スポンサースタンプ、LINE ダイレクトスタンプ、LINE ミッションスタンプなど）
2. LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系に含まれる広告商品のそれぞれの内容、利用料金および契約期間その他の諸条件等は、当社がそれぞれの広告商品につき別途定める「媒体資料」（これに類する資料として当社が提示するものを含みます。）および申込書等によるものとします。
3. LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系の利用については、基本規約、本個別規約、媒体資料および申込書等の全てがあわせて適用されます。これらの内容に齟齬がある場合、申込書等、媒体資料、本個別規約、基本規約の順に各書面に定められた規定が優先して適用されるものとします。

## 第2条（定義）

本個別規約において使用する用語は、以下の各号の意味で使用し、本個別規約で定義されていない用語は基本約款の定めによるものとします。

- (1) 「デジタルコンテンツ」とは、LINE ヤフー株式会社に関するすべての製品およびサービス（以下「当社サービス」といいます。）の利用者（以下「利用者」といいます。）が当社サービスにおいて利用することができるデジタルコンテンツ（スタンプもしくはデコレーション素材、またはアバターに関連する装飾等のデジタルコンテンツを含みますが、これらに限られません。）をいいます。
- (2) 「アクション」とは、LINE 公式アカウントへの友だち登録、お客様の顧客情報との連携、アンケートの回答、キャンペーン参加、お客様の商品やサービス等（以下、総称して「お客様商品等」といいます。）の購入、または店舗への来店等、利用者が当社サービス上および当社サービス外において行う特定の行為をいいます。
- (3) 「オリジナルデジタルコンテンツ」とは、LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系の内容として、当社が利用者に配布（特定のダウンロードページ（本条第7号に定義）において利用者が特定のデジタルコンテンツをダウンロードするために必要な行為を行った場合に、当該利用者のアカウントに対して当該デジタルコンテンツを付与する行為を含み、以下同様とします。）するデジタルコンテンツをいいます。
- (4) 「キャンペーン」とは、お客様が企画・実施するお客様商品等の販売促進活動をいい、特定の利用契約に紐づく個別のキャンペーンを「本キャンペーン」といいます。

- (5) 「素材」とは、オリジナルデジタルコンテンツ、ダウンロードページ（本条第7号に定義）およびアクション実施ページ（本条第8号に定義）の制作ならびに導線の設置など、LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系を提供するために必要となるキャラクター（タレント（本条第6号に定義）の肖像を元に作成された、またはタレントに関連するキャラクターを含みます。）、タレントもしくはオリジナルデジタルコンテンツの対象となる物の原案、企画書、見本、画像、お客様のロゴ、ブランドマーク、テキスト、動画、音、その他のお客様および当社の間で別途合意する素材をいいます。
- (6) 「タレント」とは、お客様に所属し、もしくはお客様が管理し、またはお客様と当該お客様のイメージキャラクターとして契約を締結する等、お客様が当該人物の肖像およびパブリシティ権を利用する権利を有する者をいいます。
- (7) 「ダウンロードページ」とは、オリジナルデジタルコンテンツをダウンロードできる、スマートフォン用の Web ページをいいます。
- (8) 「アクション実施ページ」とは、利用者が、特定のアクションを行うための当社サービス内および当社サービス外のウェブサイトのことをいいます。

### 第3条（オリジナルデジタルコンテンツの制作と権利帰属）

1. 申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、オリジナルデジタルコンテンツの制作を当社またはお客様のいずれが行うかにより、以下、それぞれ対応する各号の規定が適用となるものとします。
  - (1) オリジナルデジタルコンテンツの制作を当社が行う場合
    - ① お客様は、オリジナルデジタルコンテンツの制作に必要な素材またはコンセプトを当社に提供し、当社は、別途お客様と合意する時期までに、お客様の監修のもと、当該素材を利用して、またはコンセプトに基づいてオリジナルデジタルコンテンツを制作するものとします。ただし、当社は、オリジナルデジタルコンテンツの制作の全部または一部を第三者に委託できるものとします。
    - ② 前号の定めにかかわらず、当社が、当社の裁量において定める審査基準（以下、「広告掲載基準」といいます。）に基づき、当該素材またはコンセプトの内容が当社サービスに適さないと判断をした場合、当社はオリジナルデジタルコンテンツの制作を拒絶できるものとします。この場合、お客様は、当社と別途協議のうえ定める時期までに、当社が適切と判断する素材を提供するものとし、お客様が当該時期までに当社が適切と判断する素材を提供することができない場合、当社は当該素材にかかる利用契約を催告期間を設けることなく解除することができます。また、この場合、当社は当該解除に起因してお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、お客様に事前の通知なく、広告掲載基準を適宜変更できるものとし、お客様は予めこれを了承するものとします。
    - ③ 当社は、お客様から提供を受けた素材につき、オリジナルデジタルコンテンツの制作が完了しお客様からの承諾を得た時点、または当該素材にかかる利用契約が終了した時点のいずれか早い方の時点において、提供を受けた素材を破棄できるものとします。ただし、当社およびお客様で素材の扱いに関する事項を別途定めた場合はこの限りではありません。

- ④ 当社およびお客様は、本項に基づき制作されたオリジナルデジタルコンテンツが素材の二次的著作物であること、ならびにオリジナルデジタルコンテンツの著作権その他一切の知的財産権および所有権は当社または当社が指定する第三者に帰属することを確認します。ただし、当社または当社が指定する第三者とお客様で当該オリジナルデジタルコンテンツの権利帰属に関する事項を別途定めた場合はこの限りではありません。

(2) オリジナルデジタルコンテンツの制作をお客様が行う場合

- ① お客様は、オリジナルコンテンツのイメージ、デザインまたは内容等について当社と協議のうえ、素材を利用してオリジナルコンテンツを制作し、別途お客様と当社が合意する時期までに、当社の指定する方法により、当社に当該オリジナルコンテンツを提供するものとします。なお、お客様は、当該オリジナルデジタルコンテンツの制作にあたり、別途当社が提示するガイドラインまたはポリシー等ならびにお客様および当社が別途合意する仕様に従うものとします。
- ② お客様より提供されたオリジナルコンテンツの内容が、広告掲載基準に基づき、当社サービスに適さないと判断をした場合、当社はオリジナルデジタルコンテンツの配布を拒絶できるものとします。この場合、お客様は、当社と別途協議のうえ定める時期までに、当社が適切と判断するオリジナルデジタルコンテンツを提供するものとし、お客様が当該時期までに当社が適切と判断するオリジナルデジタルコンテンツを提供することができない場合、当社は当該オリジナルデジタルコンテンツにかかる利用契約を催告期間を設けることなく解除することができます。この場合、当社は当該解除に起因してお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、お客様に事前の通知なく、広告掲載基準を適宜変更できるものとし、お客様は予めこれを了承するものとします。

2. オリジナルデジタルコンテンツの制作を当社が第三者に委託する場合、当社はお客様に第三者に委託することの可否を確認する場合があります。お客様が第三者への委託を承諾した場合で、かつ、当社とお客様との間で制作に関する報酬について合意していた場合、お客様は当該制作委託報酬の全額を支払うことを条件としてオリジナルデジタルコンテンツの制作をキャンセルできるものとします。

#### 第4条 (ダウンロードページ)

1. 申込書等 (申込書等に記載がない場合には媒体資料) に基づき、オリジナルデジタルコンテンツの配布をダウンロードページを介して行う場合、お客様は、当社と別途合意する時期までに、当社がダウンロードページを制作するために必要な素材および資料等を提供するものとし、当社はおお客様の監修のもと、ダウンロードページを制作して、当社サービス上の、当社の裁量において定める適切な場所に当該ダウンロードページを設置します。ただし、当社は、ダウンロードページの制作を第三者に委託できるものとします。
2. 当社およびお客様は、前項に基づき制作されたダウンロードページが素材の二次的著作物であること、ならびにダウンロードページの著作権その他一切の知的財産権および所有権は当社に帰属することを確認します。
3. 当社は、ダウンロードページにかかる利用契約が終了した場合、当該ダウンロードページを直ちに削除できるものとします。ただし、当社およびお客様間で、その後の扱いに関する事項を別途定めた場合はこの限りではありません。

4. お客様は、申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、お客様が制作するランディングページ内やお客様が開設した LINE 公式アカウントのメッセージ等から本キャンペーンのダウンロードページへの導線を設置することができる場合があります。この場合、お客様は、自らの責任および費用において当該導線を設置するものとし、当社は当該導線の有効性について何ら責任を負わないことを予め承諾するものとしします。

## 第5条（導線枠の設置）

1. 申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、当社サービス上に導線枠（以下「本導線枠」といいます。）を設け、本導線枠内に本キャンペーンまたはオリジナルデジタルコンテンツの配布を促進する内容を表示すること（当社サービス上の「スタンプショップ」の一覧に掲載することを含みますが、これらに限られません。以下、本導線枠の設置とあわせ、「本導線枠の設置等」といいます。）が LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系の内容に含まれる場合、お客様は、当社と別途合意する時期までに、当社が本導線枠を設置等するために必要な素材および資料を提供するものとし、当社は当該素材および資料の使用方法についてお客様の監修のもと、本導線枠の設置等を行うものとしします。ただし、当社は、本導線枠の設置等を第三者に委託できるものとしします。
2. 当社およびお客様は、本導線枠の著作権その他一切の知的財産権および所有権は当社に帰属することを確認します。ただし、当該導線枠内に表示されるお客様から提供を受けた素材または資料にかかる部分については、所有権および著作権を含めた一切の権利は、お客様に帰属するものとしします。
3. 当社は、別途申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に特段の定めのない限り、当社の裁量において、本導線枠の設置場所（オリジナルデジタルコンテンツ一覧における順位の変動を含みますが、これらに限られません。）および表示方法（「NEW」表示を含みますが、これらに限られません。）を変更、修正できるものとしします。
4. 当社は、本導線枠において表示される本キャンペーンにかかる利用契約が終了した場合、当該本導線枠を直ちに削除できるものとしします。ただし、当社およびお客様間で、その後の扱いに関する事項を別途定めた場合はこの限りではありません。

## 第6条（アクション実施ページ）

申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、アクション実施ページの制作を当社または契約者お客様のいずれが行うかにより、以下の各項のいずれかの規定が適用となるものとしします。

### (1) アクション実施ページ制作を当社にて行う場合

- ① 申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、アクション実施ページの制作が LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系の内容に含まれる場合、お客様は、当社と別途合意する時期までに、当社がアクション実施ページを制作するために必要な素材および資料を提供するものとし、当社は、お客様の監修のもと、アクション実施ページを制作して、当社サービス上の、当社の裁量において定める適切な場所に設置します
- ② 当社および契約者お客様は、アクション実施ページの著作権その他一切の知的財産権および所有権は当社に帰属することを確認します。ただし、当該動画視聴ページ内に表示されるお客様から提供を受けた素材または資料にかかる部分については、所有権および

著作権を含めた一切の権利は、お客様に帰属するものとします。

- ③ 当社は、アクション実施ページにかかる利用契約が終了した場合、当該アクション実施ページを直ちに削除できるものとします。ただし、当社およびお客様間で、その後の扱いに関する事項を別途定めた場合はこの限りではありません。

## (2)アクション実施ページ制作をお客様にて行う場合

- ① お客様は、内容等について当社と協議のうえ、オリジナルのアクション実施ページを制作し、別途お客様と当社が合意する時期までに、当社の指定する方法により、当社にアクション実施ページを提供するものとします。なお、お客様は、当該アクション実施ページの制作にあたり、別途当社が提示するガイドラインまたはポリシー等ならびにお客様および当社が別途合意する仕様に従うものとします。
- ② お客様より提供されたアクション実施ページが、広告掲載基準やサービスポリシーに基づき、当社サービスに適さないと判断をした場合、当社はアクション実施ページを拒絶できるものとします。この場合、お客様は、当社と別途協議のうえ定める時期までに、当社が適切と判断するアクション実施ページを提供するものとし、お客様が当該時期までに当社が適切と判断するアクション実施ページを提供することができない場合、当社は当該アクション実施ページにかかる利用契約を催告期間を設けることなく解除することができます。この場合、当社は当該解除に起因してお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、お客様に事前の通知なく、広告掲載基準やサービスポリシーを適宜変更できるものとし、お客様は予めこれを了承するものとします。

## 第7条（当社オリジナルキャラクターの利用）

LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系の内容として当社のオリジナルキャラクターを使用する場合、お客様は、別途当社が指定するキャラクターの利用に関する規約その他当社が提示する利用条件に同意したうえで、これらを使用するものとします。

## 第8条（オリジナルデジタルコンテンツの利用および配布）

1. 当社は、申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）または当社よりお客様に対して口頭、書面もしくは電子メール等において指定される項目（以下の項目を含みますが、これらに限られません。）に関する条件に基づき、利用者にオリジナルデジタルコンテンツを配布するものとし、お客様はこれを許諾するものとします。
  - ・オリジナルデジタルコンテンツの種類、個数、配布期間、配布地域、配布条件（特定のアクションを条件とする場合には当該アクション）、各オリジナルデジタルコンテンツの使用期限等の使用条件
2. お客様は、配布期間中に利用者に配布されたオリジナルデジタルコンテンツは、当該配布期間終了後においても利用者の端末または当社サービスを稼働させているサーバ上に保存・保管されること、また、本条第1条に定める使用条件によっては当該配布期間終了後においても利用者が引き続き利用できる場合があることを予め承諾するものとします。
3. お客様は、配布期間中に利用者に配布されたオリジナルデジタルコンテンツを含む、当社サービス上における利用者の応答通知（メッセージおよびコメントを含みますが、これらに限られません。）を、当社および当社の提携パートナーが、配布期間中および配布期間終了後に、当該利用者の承諾を得て

当社サービス上および当社サービス外で使用（表示、複製および公衆送信を含みますが、これらに限られません。）できることを予め承諾するものとします。

4. お客様は、オリジナルデジタルコンテンツの著作権その他一切の知的財産権が当社または当社が指定する第三者に帰属している場合、利用契約期間中および利用契約終了後、お客様が当該利用契約で定められた使用方法以外でオリジナルデジタルコンテンツの全部または一部を使用することを希望する場合、書面（電子メールを含みます。以下、本項において同様とします。）により、当社に当該希望を通知し、当該使用の可否について当社の事前の書面による承諾を得るものとします。
5. LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系の内容として、オリジナルデジタルコンテンツを利用したプロモーションを当社が主体となり実施し、お客様が当該プロモーションに協賛する場合、当社は、申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）または媒体資料に規定がない場合には個別にお客様と協議し定める当該プロモーションの内容および詳細条件に基づき、当該プロモーションを実施ものとします。この場合、お客様は、当社が当該プロモーションを実施するために必要となる協力をするものとし、当該プロモーションを実施するために必要となる範囲において、当社は、お客様、オリジナルデジタルコンテンツ、オリジナルデジタルコンテンツにかかるタレント、素材、お客様商品等の名称または標章、登録商標を利用できるものとします。
6. 本条各項に定めるほか、当社は、当社の裁量により、当社サービスの広告宣伝のため、またはその他当社およびお客様が別途合意する目的のため、オリジナルデジタルコンテンツを利用契約期間中もしくは利用契約期間終了後、利用できるものとします。

## 第9条（利用代金等）

1. LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系における利用代金および利用代金の支払いは、申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）および支払条件（申込書等に記載がない場合には媒体資料とし、媒体資料に記載がない場合には基本約款）によるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社によるオリジナルデジタルコンテンツ、ダウンロードページもしくは動画視聴ページの制作、または導線の設置もしくはシリアルコードもしくはその他コードの発行（以下、総称して「当社実施事項」といいます。）がLINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系の内容に含まれる場合において、これらのいずれかが完了しなかった場合、お客様は当社に対して、当社実施事項の実施のために当社が要した費用（実費相当額であり、第三者への委託費用を含みます。）を支払うものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により当該当社実施事項の実施が完了しなかった場合はこの限りではありません。

## 第10条（利用許諾、表明保証）

1. お客様は、素材およびお客様がオリジナルデジタルコンテンツに関する著作権その他一切の知的財産権および所有権を有する場合には当該オリジナルデジタルコンテンツ（以下、総称して「素材等」といいます。）における権利関係を適切に処理するものとし、当社のLINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系の提供およびその他、第9条に定める利用を実現するために、必要な限度で、必要な地域において、必要な期間、素材等を利用（以下、「本件利用等」といいます。）する権利（素材等を複製、翻訳、翻案、改変または公衆送信する権利ならびに素材等に関する名称および標章（お客様の登録商標を含みます。）ならびに肖像を利用する権利を含みます。以下、「本件利用権」といいます。）を当社に対し許諾するものとします。また、オリジナルデジタルコンテンツに関する著作権その他一

切の知的財産権および所有権を当社が有する場合、当社はおお客様に対し、当該オリジナルデジタルコンテンツにかかる利用契約に定める事項を実施するために必要な範囲を限度として、当該オリジナルデジタルコンテンツを利用する権利を許諾するものとします。いずれの場合においても、素材やオリジナルデジタルコンテンツに音声を含む場合、お客様は、一般社団法人日本音楽著作権協会等の著作権管理団体への支払いを行う等権利関係を適切に処理するものとします。

2. お客様は、当社に対して、本件利用等について、オリジナルデジタルコンテンツまたは素材の著作権者人格権もしくは実演家人格権を行使してはならないものとします。なお、オリジナルデジタルコンテンツまたは素材の著作権者がお客様以外の者である場合、お客様は、かかる著作権者をして、本件利用等について、オリジナルデジタルコンテンツまたは素材の著作権者人格権もしくは実演家人格権を行使させてはならず、かつ著作権法第 28 条の権利を行使させてはならないものとします。また、オリジナルデジタルコンテンツまたは素材が肖像権またはパブリシティ権の対象である場合、お客様は、当該肖像権またはパブリシティ権を有する人物（タレントを含みます。）をして、本件利用等について、当該肖像権またはパブリシティ権を行使させてはならないものとします。
3. お客様は、当社に対し、以下の事項を表明し保証するものとします。以下の事項が真実に反することにより起因して、当社に対し、利用者を含む第三者からクレーム、請求または訴訟等が提起された場合、お客様は自らの責任と費用負担によりこれに対応するものとし、当社に損害を与えないものとします。
  - (1) 申込書等の申込を行う者が、当社に対して申込を行う正当な権限を有していること
  - (2) 素材等およびお客様が作成したオリジナルデジタルコンテンツが、第三者の権利（著作権、著作権者人格権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権、営業秘密、名誉権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、実演家人格権を含むが、これらに限られない。）を侵害していないこと。
  - (3) お客様が、素材等およびお客様が作成したオリジナルデジタルコンテンツに関し、本件利用権を当社に対して許諾する正当な権限を有していること。
  - (4) 素材等およびお客様が作成したオリジナルデジタルコンテンツが、適用法令または裁判所、政府機関、規制機関、自主規制機関等の命令・要請を遵守していること

## 第11条（その他）

お客様は、LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系を用いたキャンペーンもしくは当該キャンペーンに関連した広告・宣伝を行うにあたり、または LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系に関するコンテンツを制作するにあたり、利用者を含む当社の顧客に誤解をさせうる態様で行う（例えば、特に条件なくオリジナルデジタルコンテンツの入手が可能にもかかわらず、お客様商品等の購入を条件とするものであるという表示を行う場合をいいますが、これに限られません。）ことは、基本規約第 18 条第 2 号に該当する可能性があり、当社が基本契約第 18 条第 2 号に該当すると判断する場合には、当社は、LINE 公式アカウントデジタルコンテンツ配布系の提供を停止するまたはお客様に当該態様の修正を求めることができ、お客様は当社からの修正要望があった場合、直ちにそれに応じることを確認します。

以上

制定日：2020 年 2 月 5 日